

第七章 戦後の出石



この章は、一九四五年(昭和二〇)八月一日「終戦の日」から始まり、戦後の混乱と占領下の画期的な民主化路線の展開を経て、一九五七(昭和三十)の四か町村合併による新出石町誕生までの足跡を述べる。わずか一年余の年月であるが、日本の歴史のなかでも特筆されるべき激しい変動と転換の時代であった。

◇

「終戦」は、人々の心と生活の両面に言い知れぬ大きな打撃を与えた。虚脱感と共に、食糧をはじめとする生活物資の窮乏や占領軍の軍政への不安が、巷にあふれた。やがて軍人・軍属の復員や海外在留者の引き揚げが始まり、荒廃と激しいインフレのなかで人々は苦しい再建と復興への道を歩んだ。

◇

連合軍の占領政策の目標は、第一に日本の非軍事化、第二にその民主化であった。軍隊の解体・戦争関係者の公職追放・軍事産業施設の撤去などが相次いで指令された。一方、民主化のための措置として、社会全般にわたる改革が展開されたが、新日本国憲法と共にスタートした新地方自治制度により、町村の行政も大きく変容した。新制度による首長や議員が誕生、自治体警察・消防の発足、地方税制の改革など画期的な政策が実施された。

軍国主義、超国家主義思想を徹底的に排除し、平和と真理を希求する人間を育てる新教育制度も発足した。まず、公選による教育委員会制度が創設され、六・三制の導入により小学校が復活、新制中学・高校が新設された。やがて町村財政の窮迫により中学校は統合へと向かい、のちの町村合併への一つの引き金となった。また、戦時中の組織を解体、新たに発足した青年団や婦人会は、新生の意欲に燃えて活発に活動し町民活動の原動力となった。

福祉面では、組合立豊岡病院の分院として出石病院が誕生、既存建物を活用した町営住宅、町営公益

質屋の開設のほか、懸案の国民健康保険制度も町村合併と共に全域で実施された。

◇

戦後の経済民主化のなかで最も大きな変革の一つは、農地解放と自作農創設をめざした農地改革の実施であった。旧四か町村では六六二町歩の田畑が政府に買い上げられ、小作者に売り渡された結果、自作農家の数は三倍に増え、農村社会の古い封建意識を解消させるのにも大きな力となった。また、自作農育成と農家の経済的・文化的進歩を目的とした農業協同組合が組織され、農業振興の中心的役割を担った。

出石地方の伝統産業である「出石ちりめん」と白磁の「出石焼」は、苦しい原材料難に悩みながら戦後の復活への努力を続けたほか、柘柳製品や鞆はづのう製品も特産品として近代化の道を進んだ。また、農産物では米が中心で、ブロイラー・採卵鶏・牛などの畜産のほか養蚕・林業もしだいに盛んになった。

◇

◇

一九五七年(昭和三三)九月一日、旧出石町・室埴村・小坂村と神美村の一部の四か町村が合併、新出石町が発足した。戦後の地方自治制度の改革は、地方自治体へ多くの権限と機能を与えたが、弱小町村では増大する財政需要に耐え切れず、合併によって行財政の基盤を固めようとする動きが強くなり、政府も特別法によってこれを援助した。新出石町誕生までには、豊岡市との合併を固執した神美村・小坂村の一部が、四か町村完全合併を提案した兵庫県に強く反発、中学校統合問題とも絡んで約四年間にわたり関係町村の間で激しい紛争が続いた。

しかし、最終的に神美村の一部が豊岡市に分村合併することで円満解決、新出石町は町村民の大きな期待を集めて新生のスタートを切った。

章末には合併当時の新町の姿に加えて出石鉄道の変遷を紹介している。

## 第一節 太平洋戦争の終結と民主化

天皇の終

戦放送

一九四五年（昭和二〇）八月一日、日本政府はついに連合国に対し、無条件降服を求めるポツダム宣言の受諾を回答すると共に、天皇により終戦に関する詔書が発せられた。翌一五日正午にはラジオを通じて天皇の放送があり、国民ははじめて戦争の終結を知らされた。

人々は言い知れぬ虚脱感と、だれも経験したことのない敗戦の不安にかられた。しかし、潰滅をまぬがれた国土と、戦地からの帰還が可能になった肉親への高まる思いの中で、深い安どを感じずにはいられなかった。九月二日、連合軍に対する降服文書の正式調印が行なわれた。マッカーサー元帥を総司令官とする連合軍総司令部（GHQ）が東京に設置され、日本の占領管理に当たることになった。占領軍は逐次国内各地に進駐したが、兵庫県内には九月二五日第一軍団の部隊が神戸に入った。政府はこれより前八月二六日、受け入れ体制と終戦事務に当たると終戦連絡事務



写真 239 終戦の詔勅（『神戸新聞』1945年〔昭和20〕8月15日付）



写真 241 ソ連からの引き揚げ (『朝日新聞』  
1946年〔昭和21〕12月9日付)

野・相生などに陸海空の膨大な兵力が散在していた。これらの部隊は終戦と共に解体され、一月末までに復員が終了した。外地部隊や海外にいた一般邦人の引き揚げは九月始めから開始され、兵庫県では、一九六三年(昭和三八)までに陸軍関係四万一七八八人、海軍一万六三二五人、一般邦人五万四八六二人、合計一十二万二九七五人の人たちが郷里の土を踏んだ。

出石町での復員と海外引き揚げは、詳細な記録がなくその状況はつまびらかでないが、内地復員が終戦後三か月で終わったのに対し、海外からの復員や引き揚げには負傷者や病人、

局を外務省に新設、兵庫県は大阪地方事務局の管下に入った。また、兵庫県では各種の渉外事務処理のため渉外事務局を設けた。但馬地方では一九四五年一〇月、豊岡に神戸軍政部所属軍政官らが進駐、但馬各地を回った。

復員と海外引  
き揚げ続く

終戦直前、兵庫県内には神戸・姫路・篠山をはじめ  
尼崎・西宮・芦屋・伊丹・明石・加古川・三木・龍



写真 240 進駐軍神戸に上陸 (『神戸新聞』  
1945年〔昭和20〕9月25日付)

それに幼児や婦人・老人などを含んでいたため幾多の困難な問題があった。ことにソ連管理地域からの引き揚げは容易に進まず、一九四六年秋ようやく成立した米ソ協定によって、同年一二月に初めて舞鶴港に待望の引き揚げ船明優丸が入港し、以後一時中断したが、一九四八年（昭和二三）再開、引き揚げ船の入港は四八回に及んだ。

**非軍事化** 連合軍の占領政策は、第一に日本の非軍事化で、戦争能力と軍国主義の根絶をめざして、軍隊と民主化の解体をはじめ、戦争指導者の処刑、軍国主義者や超国家主義者の教職・一般公職からの追放、

軍需産業施設の撤去などが指令された。

第二は、日本の民主化のための措置で、言論・思想・宗教の自由、婦人の解放、民主警察の樹立、労働者の団結権の保障、農地の解放、財閥解体と独占禁止による経済の民主化などが要請された。

これらの指令は、一九四五年（昭和二〇）九月の占領直後から続々と発せられたが、こうした急進的な大改革は、占領軍の強制力によってはじめて可能だったわけで、非軍事化と民主化という二大目標は、一九四六年一月公布の新憲法の骨子として取り入れられた。

**荒廃と窮乏** 終戦によって人々は大きな解放感をいだいたが、戦争による食糧はじめ生活物資の不足、生活環境の悪化は人々に厳しい耐乏生活を続けさせることになった。

神戸や阪神間の都市、明石・姫路など瀬戸内海側の都市部では、戦災によって住宅街は荒れはて、水道・電気・ガスなどの復旧も進まず、衣食住とも窮乏の極に達し、人々は薄暗い苦しい生活の日々を送った。

とくに食糧の不足は、一九四五年度産米が三六年ぶりという凶作であったため、神戸などでは飢餓者が相



写真 242 救援米5000俵、阪神へ輸送  
 (『神戸新聞』1946年〔昭和21〕  
 6月13日付)

次いで出た。農村では政府の緊急措置にこたえて食糧増産につとめたが、農林省では米不足を補うため、甘藷かんしょのつる・桑の葉・さなぎ・みかんの皮などによる粉食推進を指示するほどであった。

一人二合一勺の主食配給(一九四五年)も遅配・欠配が続き、都市部の消費者はやむなく生産地に買い出しに行く者が多かった。生産者米価は戦後に引き上げられたが、供出価格より高い値で取り引きされる闇米ぐみに流す農家も出て、供出割当量の確保のために県や町村当局は督励に奔走した。一九四六年一月一日、割り当ての時期遅れと降雪で供出率四八パーセントと遅れていた出石郡の督励のため、県の塩谷経済第一部長は

田中北但地方事務所長を  
 伴い、一メートル近い積

雪の中を豊岡から徒歩で出石町を訪れ、郡内町村長、農業会長などを集めて供出促進を強く要請し、翌朝再び雪中徒歩で豊岡へ向かうという一幕もあった。

一九四六年度産米は一転豊作となったので、主食配給量は一人一日二合一勺(約三七八グラム)から二合一勺(四五〇グラム)に引き上げられたが、政府の新米価に対する農家の不満もあ

話題

戦後の米価の推移 (『兵庫県統計書』)

年(昭和)	1 升の代価	
	ヤミ値	官定値
1945年(昭和20)	51銭7厘5毛	—
1946年( // 21)	2円82銭	100~150円
1947年( // 22)	5円42銭	160~180円
1948年( // 23)	56円25銭	200~250円
1949年( // 24)	57円86銭	230~270円
1950年( // 25)	63円57銭	130~150円
1951年( // 26)	87円57銭	140~160円
1952年( // 27)	87円57銭	160~180円

って、主食配給は円滑に行なわれず、一九四八年（昭和二三）全国供出割当量が完遂されるまで深刻な食糧危機が続いた。

食糧のほか、日常の生活物資も戦時中からの欠乏に加えて生産工場の焼失、原材料ルートの枯渇などで絶対量が極度に不足し、とくに衣料は切符制のもとで戦災者、引き揚げ者などに特配されるだけで、一般の人々は古着をまとうのがせいっぱいのありさまであった。こうしたなかで、食糧にあえぐ町家の人々のなかには、タンスの晴着を農家の食糧と交換する、「売り食い」（タケノコ）生活を余儀なくされる姿が見られた。

激しいインフ 衣食住のすべての分野にわたる窮迫のなかで、勤労大衆を最も苦しめたのは、激しいインフレに苦しむ フレーションによる物価の暴騰であった。一九四五年（昭和二〇）一月、鮮食料品の統

制が撤廃されたところから生活費が急上昇し、一九四六年の全国平均家計費のうち飲食物費の割合が七二パーセントを占めるといふ異常ぶりを示した。

政府は一九四六年二月金融緊急措置令を発し、インフレ防止策として新円切り換え、預貯金の払い出し制限を行なったほか、三月には物価統制令を施行した。このため、三月末で旧円は封鎖、給料は月五〇〇円が現金、それ以上は封鎖支給、預金の引き出しも世帯主三〇〇円、家族一人一〇〇円に限られ、高騰する生活費を賄うにはとうてい

話題

清酒一合が七九円（一九五二年の物価） 兵庫県企画統計課調べの一九五二年（昭和二七）一月の生活用品小売価格によると、牛乳一本一四円九〇銭・精米一升一五・一円・しょう油一本（二リットル）一六八円・清酒一〇合一七九四円・男子ワイシャツ一五九二円・婦人足袋（冬物）一七八円・男子革グツ一三三・一円・毛糸一ポンド一〇〇八円・男子靴下一七七円三〇銭・木綿地一ヤール一三三・一円・毛織物一ヤール一七一〇円・ちり紙一〇〇枚一四四円一〇銭・石けん一個一四〇円。

（『兵庫県統計書』）



及ばない額であった。その後、政府は封鎖預金の支払い枠を順次引き上げていったが、一向に下がらぬヤミ物価のなかで戦後三年間は国民はインフレーションのために大きな苦しみにあえいだ。

新地方自治

一九四六年(昭和二一)九月、政府は新

制度の発足

憲法の制定に先立ち、地方制度の画期

的な改正を行なった。これは従来の中央集権的な官僚行政を解体して日本の民主化を確立しようという意図をもったもので、選挙権の資格を満二〇歳として女性にも参政権を認め、知事と市町村長の直接公選制を採用すると共に、地方議会の地位の向上を図った。また、行政の公正を期するため監査委員制度を設け、従来は知事や市町村長が管理していた選挙も選挙管理委員会を設けてこれに移し、更に我が国初めての制度である直接請求の制度を導入するなど思い切った改革を行なった。

こうした改革は、更に同年一〇月地方制度調査会の設置により検討が進められ、その答申に基づき一九四七年(昭和二二)四月地方自治法が制定されることにより、民主的な地方自治を徹底する体制が全面的に整備された。この新しい地方自治の

話題

衆議院選の結果(一九四九年一月二三日執行第二四回)  
 兵庫五区(定員3名)当選四六九四六有田喜一(民新)・同四  
 五一九斎藤隆夫(自再)・同三二〇九七佐々木盛雄(自再)・  
 次点二九八九二小島徹三(民前)・一八七六〇斎藤秀雄(共  
 新)・一〇二二住野丙馬(無新)。  
 (一九四九[昭和二四]・一・二五付『神戸新聞』より)



写真 243 新門切り替え  
 (『朝日新聞』1946年  
 [昭和21]2月17日付)

第1節 太平洋戦争の終結と民主化

基本的なあり方は、一九四六年一月制定の新しい日本国憲法に示されており、一九四七年五月三日地方自治法と共に施行された。

新制度による地方公共団体の首長の選挙期日は一九四七年四月五日と決められ、引き続き二〇日に参議院議員、同二五日には衆議院議員、同三〇日には地方議会議員の選挙を行なうこととした。この一連の四月選挙は、新しい日本のスタートを方向づける歴史的意義をもつものであった。

**続々と新首長・議員誕生** この首長選挙の結果、兵庫県では官選知事であった現職の岸田幸雄が初の公選知事に就任して新しい県政を担当することになった。出石郡内では次の公選各町村長が誕生した。

出石町長 正木 定

室埴村長 関 太一

小坂村長 中山克己

神美村長 水島勝之助

次いで四月三〇日には県議会議員選挙が行なわれ、出石郡からは正木定が選出された。また、町村議会議員の選挙も一斉に行なわれた。以下が各町村ごとの新議員である。



写真 244 新憲法実施 (『朝日新聞』1947年〔昭和22〕5月3日付)

出石町議会議員（定員二名）Ⅱ永沢実・武田辰蔵・田中藤吉・松本勝治郎・大橋松吉・小林久雄・永沢貫之助・谷村隆一・玉井秀蔵・山崎貞造・中島弘・安田盛蔵・武田勇治・川原熊市・宮田勝蔵・山内重蔵・志水博夫・加藤由蔵・門間悌二・中井喜一・由良寛市・今崎正一

室埴村議会議員（定員一八名）Ⅱ浦上林蔵・川見俊之助・坂本正・植村敬一・川下健太郎・酒井鉄之助・国谷要蔵・川尾卯三郎・千野六兵衛・湯口弥蔵・旗谷信夫・中島強三・加藤威・旗谷清一郎・細見廉次・湯口力夫・旗谷惣右衛門・高岡広義

小坂村議会議員（定員一六名）Ⅱ上坂俊夫・多田実・宮下忠・立脇柳太・杉田久雄・篠原実夫・玉岡東洋・中尾保雄・柴垣勇・中山幸左衛門・中尾繁・田中秀夫・中瀬政太郎・狩野武夫・加芝吉満・井崎一夫

神美村議会議員（定員一六名）Ⅱ午菴庫正・青山誠太郎・藤川駿・加藤忠右衛門・若宮金次郎・吉岡貞喜・多根藤太郎・小西五一・中岡三太郎・村尾国太郎・西村理・中西明・岡崎治恒・森谷亀助・田辺藤治郎・川口亀夫

**自治体警察** 警察の民主化と地方分権を実現するため、一九四七年（昭和二二）一二月警察法が制定され、生まれる 翌一九四八年三月施行された。これにより警察は国家地方警察と自治体警察の二本建てとな

り、人口五〇〇〇人以上の市町村にはそれぞれ市町村公安委員会の管理のもとに自治体警察が設けられた。また、国家地方警察兵庫県本部は、県下二六地区に地区警察署を配置してこれを統轄した。そのうちの一つが出石町にも置かれ、国家地方警察（国家地方警察兵庫県出石地区警察署）と自治体警察（出石町警察署）の双方が併設されることとなった。

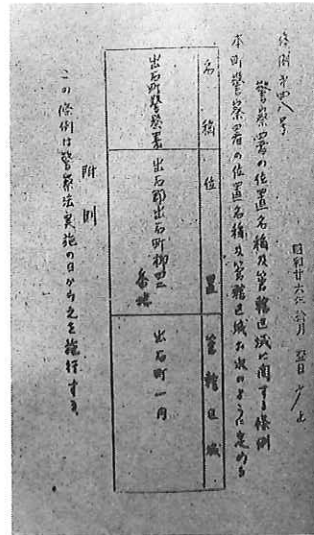


写真 245 警察署の位置、名称及び管轄区域に関する条例（『出石町議会記録』より）

ている。このように警察法の同年三月施行を前に、まず自治体警察を管理する公安委員会が設置された。続いて同年二月一日には、三月七日（警察法施行）の正式発足に備えて自治体警察警察長の人事が発令され、出石警察署署僚警部補藤原昇がその職に任じられた。こうした準備期間を経て、三月七日、国家地方警察兵庫県出石地区警察と出石町警察がそれぞれ発足した。

しかし、出石町警察職員の任免・給与・服務・その他必要事項を定める条例については、警察法第五〇条の規定に基づくとして、町独自の条例を定めるまでの間の経過措置的な扱いがなされ、そのほとんどが従前の兵庫県警察部の例によるなど、町の裁量を越えた条例の整備に多くの問題を抱えていた。一九四九年一月になってようやく出石町警察基本規程が制定されたが、機構上国家地方警察への委託事項も少なくなく、総じて能率的な警察運営がなされたとはいえない。当初出石町警察は、国家地方警察兵庫県出石地区警察（柳（旧出石警察署跡））と同居していたが、一九四九年一月二八日、内町に新庁舎（のちに取り壊わされた出石町

但馬地方の自治体警察は、豊岡・香住・日高・出石・八鹿・生野・浜坂の七町に設置された。

出石町の場合をみると、一九四八年（昭和二十）一月二七日、正木町長が公安委員の選任について公安委員候補者三名（門間堅一・滝本虎次郎・荒井恭一）を議会に提案し、同意を得

役場第二分館が落成し、開庁式を挙行した。職員は警察長以下七名の警察吏員と書記二・傭人一の計一〇名であった(表84参照)。

なかでも警察吏員については、制度発足時に旧制度下の職員が自治体警察と国家地方警察の両警察に振り分けされたもので、町が独自に採用した職員ではなかった。のちに町警察職員として一名(元警察吏員 新川源市)が採用されただけであった。

このようななかで町警察の人事は、国家地方警察との間で若干の交流はあったにせよ、どちらかといえば停滞の観をまぬがれなかったことや、また待遇面でも国家地方警察と比較して改善されるべき課題を少なからず持っていた。これら自治体警察は発足したものの、細分化されたため警察機能の低下、人事の停滞を招いたほか、自治体にとって財政負担があまりにも大きかった。

**自治体消** 一九四七年(昭和二二)消防組織法が制定され、市町村を主体とする新消防制度が確立された。

**防の発足** 新たに消防団が組織されたことによつて従来の官設消防は全面的に市町村に移管され、中央集権的・官僚的な旧消防制度は根本的に改革された。市町村はその区域内の消防について責任をもち、市町村長が条例にしたがつて消防を管理することになった。

出石町では、一九四七年六月一八日出石町消防団設置条例を制定、戦時中存続した警防団を解消した。団

表 84 出石町警察職員階級等級及び定員

合 計	職 員		警 察 吏 員			区 別
	計	傭 人	書 記	巡 査	巡 査 部 長	階 級 又 は 等 級
一〇	三	一	二	七	四	二
						一
						員

備考 「出石町警察基本規程」による。

長には武田辰蔵、副団長には荒井恭一・宮田勝造が就任した。

出石町条例第四〇号

出石消防団設置条例

第一条 本町に出石消防団を設置する。

第二条 消防団員の定員は一二〇人とし、その区分は左による。

団長 一名

副団長 二名

分団長 三名

部長 五名

班長 八名

団員 一〇一名

第三条 本町に出石消防委員会を設置する。

第四条 消防委員会は、町長・消防団長・警察署長・町会議員・学識経験者をもってこれを組織する。消防委員のうち町会議員及び学識経験者をもってこれに宛つべき者の定数は、各三人とし任期を四年とする。

前項の規定による委員は、町会議員については町会の議決でこれを指名す。

第五条 消防委員会は、町長がこれを招集する。消防委員三人以上より会議に付議すべき事項を示して消防委員会の招集の請求があるときは、町長は消防委員会を招集しなければならない。町長が消防委員会を招集しようとするときは、あらかじめ各委員に日時・場所及び会議に付議すべき事項を通知しなければならない。

第六条 消防委員会は、半数以上の委員が出席しなければ議事を開き議決することができない。但し、同一事件につ

き再度招集してもなお半数に達しないときはこの限りでない。

消防委員会の議長には町長がこれに当たる。消防委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。議長は、議事録を調製し、会議の頭末てんまつを記載しなければならぬ。消防委員会に幹事及び書記若干人を置き、町長がこれを命免又は委嘱する。幹事及び書記は、議長の命を受けて庶務に従事する。

第八条 町長は、消防委員に対し報酬及び費用弁償を、消防委員会幹事及び書記に給料若しくは手当及び旅費を支給することができる。但し、警察署長たる委員に対してはこの限りでない。

第九条 消防団長及び副団長の選挙に関する事務は、町長がこれを行なう。選挙は、指名・推薦又は単記無記名投票の方法によりこれを行なうものとする。

第十条 町長は、委員会に諮問して左の各号に掲げる設備資材を消防団に備え付けるものとする。

- 一、消防団旗
- 二、消防団本部及び分団本部の設備
- 三、消防団員詰所の設備
- 四、通信及び信号設備
- 五、機械器具置場
- 六、提灯ちとう及び信号旗
- 七、メガホン・サイレン・その他の警報用具
- 八、警 鐘
- 九、消防ポンプ

- 一〇、水管車
- 一一、運搬車・消火器
- 一二、水ず桶づつ(手桶)
- 一三、竹梯子たけはしこ
- 一四、消防用破壊器具
  - 熨口おひぐち・刺杖おの・掛矢のこぎり・鋸のこぎり・網のこぎり・円匙(スコップ)・鐘の類
- 一五、救助袋・救助幕
- 一六、救助用薬品及び薬類
- 一七、担架
- 一八、天幕
- 一九、工作器具
- 二〇、その他消防上必要なもの

消防団の設備資材は、団長がこれを保管する。設備資材を毀損又は亡失したときは、団長はその事由を具して町長に届け出でなければならぬ。故意又は過失により設備資材を毀損又は亡失した者に対しては、町長はこれを賠償させることができる。

第十二条 消防団には次の文書簿冊を備え、異動の都度これを整理して置かねばならない。

一、消防団員名簿

二、沿革誌

三、日誌



- 四、設備資材台帳
- 五、区域内全図
- 六、地水利用一覧
- 七、金銭出納簿
- 八、手当受払簿
- 九、給貸与品台帳
- 一〇、諸令達綴
- 一一、消防団に必要な法規例規綴
- 一二、雑書綴

町長は、この条例に定めるものの外、設備資材の管理又は文書簿冊に関しては必要な事項を定めることができる。

附 則

この条例は公布の日からこれを施行する。

地方税制 戦後の民主化方策のなかで、地方自治の確立の裏付けとなる地方財政の自主性を高めるため、  
の改革 税制改革が一九四六年(昭和二一)から四八年(昭和二三)にかけて行なわれた。一九四六年には府

県税の創設のほか、法定外独立税の制定を府県に認めるなど府県財政を強化した。一九四七年の改正では①  
従来府県に還付していた地租・家屋税・営業税を府県の独立税とすること、②鉱区税・遊興税を地方に移譲、  
③地方分与税について還付税制度を廃止、配付税を地方分与税と改称して増額するなど注目すべき改革が行

第1節 太平洋戦争の終結と民主化

なわれた。  
 更に一九四八年には、地方税源の強化が行なわれ、地方公共団体の独立税が大幅に増加されたが、インフレーションの進行や六・三制教育の実施、自治体警察の運営などによる市町村財政の窮迫はとうてい解決することができない状態であった。

表 85 出石町独立税の課税標準率及び賦課定額又は賦課総額一覧

税目	課税標準	賦課率	賦課定額	賦課総額
町民税	均等割に所得の情況、資産の情況を標準として別に定める	年税 一人に四五〇円を乗じた額		
舟税	遊舟（ボートヨットその他）の取得に対するもの	年税 一隻につき 一時税 “ “ “ “ “ “		一〇〇三二二二 分〇〇〇〇〇〇 の五〇〇〇〇円
自転車税	二輪車 但し原動機付きのもの 三輪車 但し原動機付きのもの 自転車の取得に対するもの	年税 一両につき 一時税 “ “ “ “ “ “		一〇五二四二 分〇五〇〇 の五〇〇〇円
荷車税	牛馬車（二輪車四輪車） 大車 中車 小車 雑車の取得に対するもの	年税 一両につき 一時税 “ “ “ “ “ “		一〇一 分〇二六四八二 の五〇〇〇〇円

第7章 戦後の出石

備考 本表は、「出石町税条例」(一九四八年八月二六日制定)第一条による。

扇風機税	犬税	使用人税	接客人税	広告税	屠畜税	金庫税
扇風機	狐その他犬	家事使用人	芸人ダンサーその他これに類するもの	第一九条第三号一種に当たるもの 二種 三種 四種 五種 六種	馬牛豚 馬 牛 豚 豚駒	一種 二種 三種 四種 五種 六種 金庫の取得に對するもの
個数	頭数			個数	頭数	個数
期税 一個につき	年税 一頭につき	年税 一人につき	月税 一人につき	年税 一個につき 〔同面積一坪を超えるものにつき〕 〔同面積半坪毎に一〇個につき〕	一時税 一頭につき	年税 一個につき 一時税
二〇〇円	二五〇円 三〇〇円	二六〇円 二七〇円 二八〇円	一〇〇円 一〇〇円 一〇〇円	一〇〇分 一〇〇分 一〇〇分 一〇〇分 一〇〇分 一〇〇分	八八二六〇円 八八二六〇円 八八二六〇円	一〇分 一〇分 一〇分 一〇分 一〇分 一〇分 一〇分



写真 246 シャープ勧告 (『神戸新聞』1949年〔昭和24〕9月16日付)

一九四八年七月、地方財政の自主制を確立するため地方財政法が制定され、国と市町村の事務に対応する経費負担の原則が定められた。

一九四九年インフレーションの終息と経済の安定をねらったドッジラインが実施され、超均衡予算のなかで地方財政でも地方配付税や六・三制教育関係建築費、公共事業費など主要事業費が大幅に削減されたが、この緊急政策によってインフレーションもしだいに勢いを弱くしていった。

一九四九年米国よりシャープ使節団が来日し、中央・地方を通ずる恒久的税制改革について勧告が行なわれ、一九五〇年(昭和二五)度から実施された。この改革により市町村税としては、市町村民税と固定資産税が独立税として採用され、更に財政力の乏しい地方公共団体の歳入を補うために地方財政平衡交付金制度が創設された。

シャープ勧告に基づく税制改革は、地方自治の主体を市町村とするという前提に立つもので、市町村財政の安定をめざす画期的なものであったが、その後市町村民税への法人税割の創設、健康保険税、たばこ消費税の創設などの改正が相次いで行なわれ、地方自治の確立に画期的な前進をもたらした。

#### 自治体警

#### 察の廃止

一九四八年(昭和二三)、民主化改革の脚光を浴びて開設された自治体警察は、一九五一年(昭和二六)六月の警察法の改正によって全国的に廃止の方向へ大きく流れを変えた。



写真 247 加藤由蔵町長  
(加藤金之助氏提供)

改正された警察法によると、警察をもつ市町村は①市町村議会の議決、②住民で選挙権を有するものの三分の一以上の連署による請求という二つのうちのいずれかの法的手続きを経て住民投票によって警察をもたないことができるようになり、一九五一年九月三〇日までに廃止の決定を内閣に報告すれば同年一〇月一日から廃止されることになった。

このため警備力の不足と財政負担の重荷をおもな理由に、全国的に自治体警察を廃止する町村が続出した。兵庫県内でも同年七月以降川辺郡川西町・飾磨郡家島町・養父郡八鹿町・城崎郡香住町などを筆頭に、自治体警察をもつ三五町村(三三自治体警察のうち九月末までに二六町(二五警察)が廃止を決め、存置は加古郡別府町など九町村(八警察)だけとなった。

警察民主化と地方分権の線にそって設けられた自治体警察もわずか三年余で大半が廃止されることになったが、廃止の理由としては①財政的に維持不可能、②同一町内に国警・自治警の二つは必要ない、③警備力の不足、④人事交流の停滞、⑤将来ボス化のおそれ、⑥自治警職員の国警への移管希望などが挙げられた。

出石町では、一九五一年八月二七日の町議会に自治体警察の廃止について住民投票を行なうことが提案審議された。

提案に当たって当時の町長加藤由蔵は、「出石町は警察法によって昭和二三年四月出石町自治体警察を設置し、国庫からの財政補助によってまかなってきたが、国内事情の推移により次第に町村財政がひっ

迫するのみならず、事務能率においても支障が生じてきた。そこで政府は去る第一〇国会において警察法の一部を改正し、住民の意志によって廃止できることが規定された。ここにわれわれは自治体警察の存廃に深い関心をもち、各般にわたり調査考究し確信を練った。われわれは自治体警察の過去をふり返り現在をみつめれば、警備力弱小にして社会の安寧と秩序維持に不安を感じるものがあり、国警に吸収させて大なる警備力とし、これに依存して出石町の公安を維持すれば経費の節減も期待され、かつ国警の運営も民主的であり、憲法にも規定されるように警察国家を形成する等のごときは杞憂にすぎない。国警に移管したとしても自警と同様民主的に警察業務が運営されるものと確信する。なお、人事交流がないため有為の士の登用を期するうえからも国警に吸収する必要があると認める。現実を処理するうえにおいて警察法第四〇条の規定により自治体警察の廃止を提案するものである」と前提し、次の提案理由書を提出した。

#### 提 案 理 由 書

出石町は警察法第四〇条の規定により、市街的町村として同法施行令第一条によって指定されたので、昭和二三年度より警察署を設置し、これを維持してきたのである。

しかし、この警察制度改革以来町村財政の窮乏と警察事務の能率等の点から、人口五千人以上の市街的町村に一律に自治体警察を維持させることの適当でない事実が全国各地に露呈してきた。

そこで去る第一〇国会において警察法の一部を改正する法律が上程され通過、本年六月一二日法律第二三三号をもって公布、施行されるに至った。この法律により自治体警察を維持しないことを住民投票によって決定することとなり、すでに全国一三一四ヶ町村の自治体警察中、八月二一日までに六四二ヶ

町村は警察を維持しないことを議会において議決した模様である。

本町は人口五三八九人で、警察吏員の定数七名という最低の自治体警察維持の町である。自治体警察の維持は地方自治の本旨から推しても、はたまた住民の権利と自由、生命身体ならびに財産の保護を全うする意味において誠に緊要であることは論をまたないところである。

本町の警察も創設以来三年有余を経てきたが、この間町財政ひっ迫のため所要の経費すら事欠く中を公安委員・署長以下職員各位が一致協力、足らざるを補い工夫を巡らしてよく設置の趣旨に副<sup>そ</sup>い、本町の治安維持に昼夜努力されており、町民からもわれらの警察として親しまれてその治績は誠に大なるものがあるが、町の負担の面から考えるとその経費が多大であるため、当町ではこれを引続き維持することはすこぶる慎重を要することが痛感される次第である。

なお、ここにおいて平衡交付金交付の算定に当り、市町村の規模によるいわゆる第三号の補正係数中、甲町村(警察を維持する町村)と乙町村(警察を維持しない町村)との間に係数の差等が設けられているが、これは都市的形態をとる町村とその他の町村との間に存する行政費の量または質の差等を考慮して、これを基準財政需要額に反映せしめようとの趣旨である。

すなわち、都市的町村かその他の町村かを区別する形式的な基準として自治体警察設置の有無が用いられていたわけであって、最近の地方財政委員会の見解を示す正式通牒<sup>つうめい</sup>によれば、警察法の改正により将来この基準を用いることが不適当となる場合、さらに実態に着目した新たな国の基準を研究してこれに代える予定であること、したがって改正基準によって都市的町村とされるものは、自治体警察の存廃

によって補正係数の取扱いに変化はないものであることが判明した。

これに対し、去る七月一日と八月一日に発行した出石町弘報第九号・第十号では、自治体警察を設置する場合と廃止した場合との第三号補正係数の関係上、廃止した場合には出

石町は「乙町村」に格落ちして警察費に対する平衡交付金一三〇万八千円のほか、土木費・教育費ならびに一般行政費についても八四万三千円、合計二一五万一千円の平衡交付金が減額になるという県地方課の資料に基いて発表した。これは根本から訂正を要するに至った。

地方財政委員会の見解によれば、出石町が警察を維持するための経費について昭和二五年（一九五〇）度の例によると、警察費の支出一五万二千円に対して一八万二千円（単位費用Ⅱ警察吏員一人に付き一六万三五〇〇円の八分の一三〇万八千円の九八パーセント）の平衡交付金があり、その差額二二万円が他の経費を圧迫するか、または町民の負担となっているという結果となる。

また、警察力は各種の施設（留置場・吏員公舎の充実、機械器具（乗用車）の整備、装備（機動隊）の完備等）によってのみ完全に使命が達成されるものであり、それなくして万全を期せられないのである。

経常費の支出にも支障がないとはいえない現状で、その上にこのさしあたりの完備充実のために相当多額の経費が町の負担となることになれば、町民の負担は現状においても担税限度にあると思料せられ

話題

出石町役場に豊岡保健所の出張所発足 出石郡内に保健所がないところから郡民の強い要望があった豊岡保健所出張所の設立問題は、このほど内田豊岡保健所長・橋本出石町厚生課長・荒井同町前衛生主事らが出石町役場で協議の結果、七月上旬（一九五〇年「昭和二五」）発足することを決めた。陣容は薬剤師一・事務員一・保健婦四の六名で、内田保健所長は週一回巡回診療を行なうことになった。

（一九五〇「昭和二五」・六・三〇付『神戸新聞』より）



るとき、到底その負担に堪え得られないことである。しかし、これを充実しないときは自治体警察に対する信望を失するのみならず、本町の治安維持についても住民に不安の念を惹起じやつきさせるやも計り難い。

さらに減税が町民の間に強く要望され、町財政も窮迫している等これら各種の事項を勘案すると、出石町において警察を維持することは将来妥当でないと思料せられるので、警察法改正の趣旨を斟酌しんしやくし同法第四〇条の三の規定により、自治体警察を維持しないことを住民の投票に付することについて議会の議決を経るため本案を提出するものである。

このような提案に対し、議員からは平衡交付金の算定の内容、町民の税負担の軽減などについて質疑があったのち「もし存続して警察機能を充実させるとすると各戸当たり一〇〇〇円余の負担となり、懸案の新制中学校建設等に伴う負担を考えると到底町民の堪えうるところでない。国警吸収により治安維持は強化される」との賛成討論があり、出席議員二〇名のうち議長を除く一九名の無記名投票の結果、原案賛成一五票、不賛成四票で原案が可決された。

こうした町議会の議決を経て一九五一年（昭和二六）九月二一日、出石町の有権者による住民投票が行なわれた。その結果は、廃止賛成が六九パーセントで廃止が決まった。

なお、但馬地域では出石町のほかすでに廃止を決めた養父郡八鹿町・美方郡浜坂町・城崎郡香住町に加え、同月二五日城崎郡日高町・朝来郡生野町の二町が廃止を決定、但馬の町村自治体警察はすべてその姿を消した。

同年一〇月一日から国家地方警察による警備配置がスタートしたが、その後一九五四年（昭和二九）になっ

## 第1節 太平洋戦争の終結と民主化

て国家地方警察と自治体警察は共に廃止され、新たに兵庫県警察が発足、これを管理する兵庫県公安委員会  
が設置された。

## 第二節 新教育制度の展開と福祉施策の進展

### 戦時教育体

### 制の解体

戦争の終結と共に、文部省は戦時教育体制を一掃して平常状態へ戻すため、終戦直後ただちに学徒勤労働員の解除、国民学校・中等学校での平時教育への転換、疎開児童の復帰などを指示した。

また、九月十五日「新日本建設の教育方針」を発表し、軍国思想の一掃と平和国家の建設を目的とする教育の基本方向を明らかにし、続いて旧教科書の取り扱いについて通牒つうたうを發した。この措置で、戦争を強調する教材や国際平和を妨げるおそれのある教材、新しい国の事態と著しく遊離ゆうりしている教材などについては全部あるいは一部を削除し、その取り扱いについてとくに慎重を期するよう指示した。更に、国・県の段階で混乱期の教育方針を徹底する施策が展開されたが、あまりにも急激な変革を教師や生徒に十分理解させるのは決して容易ではなかった。

### 連合軍の

### 教育政策

連合軍は一九四五年（昭和二〇）一〇月の「日本教育制度の管理に関する指令」、「教員および教育関係者の調査・除外・認可に関する指令」、一二月の「国家神道、神社神道に対する政府の保証・支援・保全・監督ならびに弘布の廃止に関する指令」、「修身、日本歴史および地理の停止に関する指

令」の四指令によって、従来の軍国主義的・超国家主義的思想を教育面から徹底的に排除することを求め、その実行については現地の軍政部が厳しく督励した。

この指令を受けて、兵庫県教育課は相次いで市町村に対して通牒を発し、教職員の適格審査、御真影の奉還、教育勅語の取り扱い、修身・国史・地理科授業の停止と教師用教科書の回収など具体的な指示を与えた。これにより兵庫県では一九四六年七月、教員代表七名・各界代表六名によって県教員適格審査委員会が組織され、一九四七年三月までに県下二万余名の全教員について審査が行なわれた。その結果一三八人の不適格者を出したが、このほか約四〇〇〇人余の自発的退職者があった。

#### 六・三制教

一九四六年（昭和二一）三月、米国から第一次の教育使節団が来日し、教育改革の基本方針が育の発足 示され、この方針に基づいて一九四七年三月教育基本法と学校教育法が制定公布され、新しい教育理念による新学制が発足した。

教育基本法では、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間を育てることが強調され、教育の機会均等・男女共学・政治教育の重視などが規定された。

学校教育法では、小学校六年・中学校三年・高等学校三年・大学四年と、その上に大学院を設ける六・三・三・四制が新しい学制として生まれた。国民学校は元の小学校の名に復し、小学校六年と中学校三年が義務



写真 248 6・3・3・4制本決まり  
 (朝日新聞) 1946年〔昭和21〕12月29日付)

制となって、四〇余年ぶりに義務教育年限が延長された。

我が出石町では、一九四七年四月各小学校に併設して次の新制中学校が開校した。

出石中学校（旧出石町弘道小学校併設） 六学級

室埴中学校（旧室埴村福住小学校併設） 五学級

小坂中学校（旧小坂村小坂小学校併設） 四学級

神美中学校小野校舎（旧神美村小野小学校併設） 二学級

県下三五六の新制中学校の校長は四月一四日発令され、同二日県下一せいに入学式を挙行、四月末の一般教員の発令を待つてそれぞれ授業を開始した。出石町内の各校の初代校長に就任したのは、出石中学校校長 井岩男・室埴中学校今井武夫・小坂中学校柏原重太郎・神美中学校田辺小市であった。

**教育委員会** 新しい教育体制では、六・三・三・四の新学制と共に、教育行政の自主性を確保し、地方分

**制度の創設** 権を貫く建て前から教育委員会制度を創設した。一九四八年（昭和二三）七月教育委員会法が

施行され、同年一月一日には兵庫県のほか神戸・西宮・伊丹・相生・加古川・三木・鳴尾の七市町村で公選の委員による教育委員会が発足した。

出石町では、これより四年遅れの一九五二年（昭和二七）一月に旧町村ごとに教育委員会が設けられた。

教育委員会制度は、戦後の全く新しい行政の仕組みで、一般にはその意義がよく理解されなかったため、その運営について問題が多く、やがて一九五六年（昭和三一）六月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定されこの制度は全面的に改正された。その結果、教育委員は公選ではなく任命制に改められ、

第2節 新教育制度の展開と福祉施策の進展

予算・条例の原案作成権は市町村長に、教職員の任命権は県教育委員会に移ったほか、教育長の任命についても文部大臣の承認を要することとなり、当初めざされた教育行政の自主性や地方分権の建て前は後退する形となった。

表 86 教育委員会法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律対照一覧

	教育委員会法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
設置	○都道府県、市(特別区を含む)町村及び町村の一部事務組合	○都道府県、市(特別区を含む)町村及び町村の一部事務組合
委員の定数	○都道府県は七人、市町村は五人で、それぞれ一人は議会選出議員	○五人とする。ただし、町村にあっては三人とすることができ。ただし、町村にあっては三人とする
委員の選任	○公選	○当該地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。ただし、同一政党に所属する者が過半数以上を占めてはならない。
教育長	○任用資格がある。 ○教育委員会が任命する。	○任用資格はない。 ○都道府県及び指定都市の教育長は、文部大臣の承認を得て教育委員会が任命し、又市町村及び町村の一部事務組合の教育長は、委員のうちから都道府県の承認を得て教育委員会が任命する。
事務局	○都道府県の教育委員会の事務局には、教育の調査及び統計に関する部課並びに教育指導に関する部課を置かなければならない。	○教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。
権限	○教育財産の取得・管理・処分及び教育委員会の所掌に係る事項に関する契約・予算執行を行なう。	○教育財産の管理を除き、地方公共団体の長に移行
予算・条例案の二本建制度	○ある。	○ない。

市町村立学校 教職員の任命	○市町村教育委員会に任命権がある。	○都道府県教育委員に任命権がある（指定都市については、指定都市教育委員会。ただし、市町村教育委員会の内申をまっけて行なう。
措置要求	○ない。	○ある。

備考 「教育委員会法」は、廃止直前の法内容である。

**出石高等学校の発足** 新制の高等学校は、新制中学より一年遅れて一九四八年（昭和二三）四月から発足した。県下での新制高校は、旧制中学校と旧制高等女学校を統合する方針で設置され、空いた校舎等の施設は新制中学校に優先的に転用された。

旧制の県立出石高等女学校は、新制の県立出石高等学校に切り換えられ、四月二〇日、豊岡・八鹿方面の併設男子中学校出身の生徒二七人が入学式に臨んだ。新制高校は広く門戸を解放し、教育の機会均等を保障するために学区制・男女共学制・総合制（同一校に普通課程・職業課程を併設）・定時制など画期的な新教育システムが導入された。

**中学校の統合** 戦後の六・三制の発足により義務制の新制中学校が各町村に生まれたが、地方自治制度の拡充と共に急激に増大する町村の財政需要のなかで、新制中学校の校舎や関連施設の整備は大きな負担となった。

たまたま昭和二〇年代後半から活発になった町村合併の動きとあいまって中学校の統合が検討されるようになり、出石町ではまず一九五二年（昭和二七）一〇月末、旧出石町立出石中学校は廃止され、新しく旧出石町・室埴村組合立出石中学校が生まれた。更にこの組合立中学校には、一九五四年（昭和二九）九月旧神美村



写真 249 中学校落成記念大名行列ポスター

宮内・袴狭・口小野・奥小野地区と旧小坂村も加入して、出石・室埴・小坂・神美の四か町村の組合立中学校となった。

やがて、出石町弘原に講堂兼雨天体操場・特別教室を備えた新校舎が完成し、各村の中学校は移転した。

二九の両日盛大に挙行された。二八日午前一〇時からの落成式には有本県北但地方事務所長・正木定県会議員・関係町村長・生徒ら一二〇〇名が参列、午後一時からは新装の講堂で四か町村合同演芸大会が昼夜二回も行なわれた。翌二九日には一九二九年(昭和四)の出石鉄道開通祝賀以来二五年ぶりに本格的に行なわれるという出石伝来の大名行列が、青年・学童など四〇〇名を動員して華々しく練り出された。また、郡内中陸上競技大会・生徒作品の展示会・町内商店街の大売り出しも開催され、全町が大きな喜びにひたった。

中学校建設で

町民税を増徴

第一期工事(管理部・九教室一八一坪)、第二期工事(普通教室一〇教室・特別教室一〇教室七四八

坪)、第三期工事(講堂兼雨天体操場三〇〇坪)の建設工事が進められた。総工費四一六五万円余のうち九七〇万円の財源は起債によることになっていた。ところが、一九五三年度後半になって国の起債認可は五四〇万円にとどまることとなり、この不足分は関係町村の負担金増額にたよらざるを得なくなった。出石町ではこ



の増加負担金二五〇万円の財源を町民税と固定資産税に求めることとし、一九五三年一月の町議会に異例の町民税増徴条例を提案可決、一九五三・五四の両年度に一年度一二五万円ずつの負担を町民に課することにした。

なお、このあと小坂村・神美村の中学校組合加入に備えて第四期工事(普通教室八教室・図書室一室・附属建物計三八一坪も工費一三五〇万円)で着工され一九五五年(昭和三〇)秋に完成した。この際、小坂村の負担金四二〇万円(二戸当たり二万円)のうち二二〇万円は納入されたが、残額二〇〇万円の納入は町村合併問題と絡んで宙に浮き、ついに一九五七年(昭和三二)九月の合併成立まで持ち越され、最終的に旧小坂村地区のみ一九五八年度から三年間固定資産税の課税率を他町村より一〇〇分の〇・一だけ高い一〇〇分の一・五にすることで解決された。

**公民館活** 戦後大幅に改革された学校教育に対して、社会教育は平和と文化を愛する民主的な国民を育成する活動として大きく期待された。新しい社会教育は、国民の自主的な活動を生かす意味から、

**動の展開** 戦後大幅に改革された学校教育に対して、社会教育は平和と文化を愛する民主的な国民を育成する活動として大きく期待された。新しい社会教育は、国民の自主的な活動を生かす意味から、まず活動の拠点となる施設を充実することに重点が置かれた。その中心となったのが公民館で、常時人々が集まって談話や読書のほか、文化サークルの会合や青年団・婦人会の本部として活用したり、生産技術の指

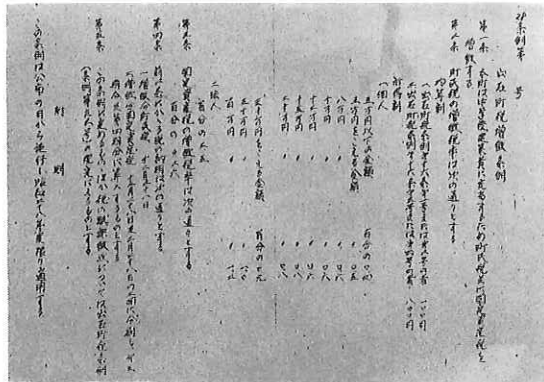


写真 250 出石町税増徴条例 (『出石町議会会議録』より)

導講習の場にするなど、町村民の幅広い自発的な学習活動の場として位置づけられた。

出石町では一九四八年(昭和二三)四月、同町公会堂内に出石町公民館が開設され、初代公民館長には正木定町長が就任した。公民館はこの中央館

のほかに地区公民館も順次設けられ、きめ細かい生活学習活動のひろばとして位置づけられた。

この間一九四九年六月に社会教育法が制定され、これに基づき出石町は一九四九年一〇月二四日出石町公民館設置管理条例を公布、公民館の性格・活動内容・運営などを詳細に規定した。一九五〇年一二月には兵庫県公民館連盟が結成され、公民館相互の連絡・資料のあつ旋・研修などに力を入れたが、この年から運営費、翌年からは施設設備費の国庫補助が交付されるようになり、県内での設置数は拡大した。一九五〇年末

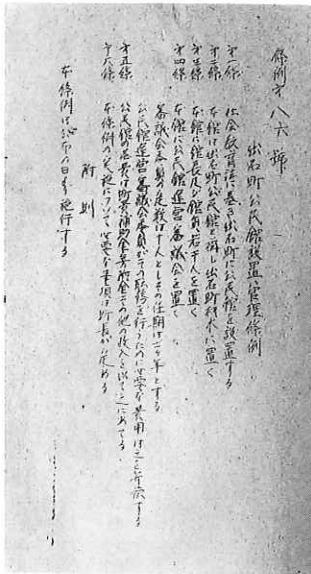


写真 251 出石町公民館設置管理条例(『出石町議会会議録』より)

現在の県下の公民館数は本館一九二・分館一三五一の多きに達した。

県では一九五一年(昭和二六)、大型自動車に二〇〇冊の図書のほか映写機・スライド・文化映画・レコードなどを積み込んで文鳥号と名付けた移動公民館を開設、県下の農村地帯を中心に各地を巡回し好評を

話題

第一回町民体育大会ひらく(出石町) 出石郡出石町公民館主催の第一回町民体育大会は、一〇月一六日(一九五〇年(昭和二五)) 出石町弘道小学校運動場で開催され、全町挙げて競技に出場、商店街も全店臨時休業で参加、団体優勝の魚屋区に加藤町長から優勝杯が贈られた。  
(一九五〇(昭和二五)・一〇・一九付『神戸新聞』より)

博した。文鳥号は一九五六年(昭和三一)までに五台に増設され、但馬では一九五四年(昭和二九)豊岡に第四文鳥号一台が配置された。

青年団の 戦前から地域の青年組織として根強い活動を続けていた青年団も、終戦直後は解散状態にあった。活躍 た。一九四五年(昭和二〇)九月文部省は青少年団体設置要領を定め、従来の官制的あるいは軍

国主義的な色彩を一掃して、新生青少年団体の育成に努めることとした。県下でもこれに呼応して各地で青年団体が発足、一九四六年六月には兵庫県青年団体連絡事務局が設けられ、各種青年団体の連絡に当たった。しかし、その組織には軍政部の指導が強く働き、指導者養成の研修会なども開催された。この組織はやがて一九五〇年(昭和二五)一月兵庫県連合青年団に改組され、本格的な青年団活動を展開していった。

出石郡連合青年団は、一九四七年に湯口力夫(覆見)を団長として再出発、出石・室壇・小坂・神美・合橋・高橋・資母の各町村青年団を傘下に活発な活動を続けた。軍役や徴用で苦い経験を味わった青年たちは、終戦後の沈滞した町や村のなかで、ひとり熱い使命観に燃えて新しい建設にいだんだ。

出石町青年団は、戦後間もなく一九四六年に尾川勇三を団長に発足、新しい民主化の路線を模索しながら、町政を主題にした公開討論会や街頭録音で問題を提起したり、模擬国会を開催して時事問題について活発な論戦を展開した。こうした事

話題

故斎藤隆夫氏民自党葬執行 故斎藤隆夫代議士(一〇月七日逝去)の民自党葬は幣原衆議院議長が葬儀委員長となり、二八日正午、東京都港区芝青松寺で行なわれた。式場には吉田首相はじめ各大臣・政党関係者・遺族乙女未亡人(六七)長男高義氏らをはじめ各界名士多数が列席、幣原衆院議長・松平参院議長がそれぞれ弔辞、吉田首相の弔辞朗読に次いで各党からの弔辞があり、午後二時過ぎ式を閉じ遺骨は青山墓地に埋葬された。

(一九四九[昭和二四]・一〇・二九付『神戸新聞』より)

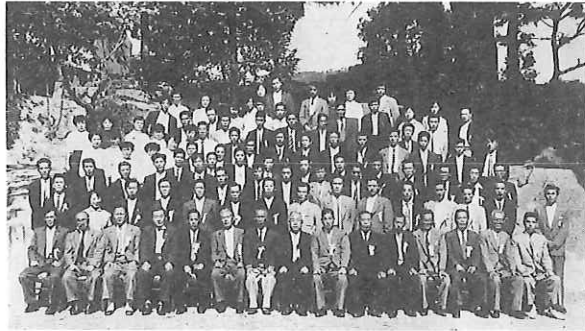


写真 252 第1回出石郡青年擬国会開催記念  
(1955年〔昭和30〕・加藤良和氏提供)

業は主に文化部が担当したが、町民の娯楽にと演芸大会や映画会を開催したり、盆おどり大会なども取り仕切った。一方、体育部では町内の野球大会や体育大会・相撲大会・駅伝大会などを開催して町内を湧かせた。

団員数は最高四〇〇人に達したが、うち約四分の一の女子団員は女子部を組織、家政グループ・文化グループ・音楽グループに分かれて、料理講習・手芸品バザー・レクリエーション研究会を開いたり、団員の作品を集めた文集「みちゆき」をガリ版刷りで発行した。こうした活動に充てる費用は、団員からの団費収入のほか大部分は映画会や演芸大会・芝居興行などの事業収入に頼ったが、町教育委員会からの助成金も交付された。

出石町のほか、室  
埴村・小坂村・神美

村の各青年団も昭和二〇年代には活発な活動を続けた。神美村青年団は当初団員数三六〇〜三八〇人を数え、文化・体育・産業・家政の四部と、地区別に五分団に分かれてスポーツや演芸会・盆おどりなどを行ない、敗戦の沈滞感を



写真 253 『みちゆき』



写真 255 公明選挙運動 (保田祐一氏提供)

打ち破ろうと意欲的な活動を続けた。  
室埴村青年団は団員約五〇名で、文化・体育・家政の三部を組織、更に三校区、部落ごとに分かれて活動した。また、団員は消防団の幹部を引き受けたり、村会議員や農業委員の推薦でも青年団が主体となって行動した。

小坂村青年団も団員が全員農業に従事していたので極めて団結力が強く、戦後の村の運営に主導的な立場にあった。青年団の主唱で、従来は

区長の指令で実施した年二回程度の「ふれ休み」(農休日)を、毎月一〜二回定期的に設けることにした。

郡連合青年団は、各町村青年団からの負担金と県からの補助金によって運営され、文化部・体育部・産業部・女子部に分かれて比較的規模の大きい事業を行なった。

このように戦後の青年団は、団員の生活基盤が共通しており、共同作業を通じて盛り上がりを見せるなど、強い連帯感のなかで町や村の復興に若々しい使命感を燃やしていた。

しかし、こうした青年団活動も昭和二〇年代終わりごろから、都会



写真 254 青年団による芝居 (保田祐一氏提供)

地への転出・離農による職業転換などのほか、団員が趣味活動グループに走ったり、団体行動を好まない風潮が強くなったためにしだいに団員数が減りはじめ、一九五五年（昭和三〇）ごろには当初の半数以下になったものが多かった。

やがて一九五七年（昭和三二）九月一日、出石・室壇・小坂・神美（二部）の四か町村が合併して新出石町が発足すると、これらの旧町村の青年団は一九五九年（昭和三四）四月出石町連合青年団を結成した。

青年団が青年たちの自主的・自立的活動であったのに対し、一九五三年（昭和二八）の青年学級振興法に基づいて、出石町でも同年一二月に規則を制定し実施に乗り出した青年学級は、青年団内部で慎重に検討された結果、一九五四年六月青年団としては受け入れないことが決定され、個人の選択にゆだねられた。

出石青年団歌

一、入佐の杜にあかねさし

二、世移り人は変るとも

三、白雲わけて大鵬の

今曉闇の雲はれて

真実の道はうつろわず

空行く如く我もまた

光はみちぬ揺籃の

疾風行く手に猛るとも

高きを仰ぎ若人の

魂の故郷に若人の

自由の歌は声絶えず

尊き目覚めうちたてん

正しき幸福を求めんとて

あゝ青春の炬火をかゝげ

あゝ黎明の道をゆく

集いて進む四百の

俱に往かむと誓いたる

我が青春に栄光あれ

我等は 出石青年団

我等は 出石青年団

我等は 出石青年団

作詩 山崎一朗

室埴村青年団

が世論調査

室埴村青年団文化部では一九五二年(昭和二七)十一月、同村民六一〇名(二一部落)を対象にした世論調査の結果をまとめたが、役場の執務態度・村内の民主化・農協の役割・主食の統制の是非・青年の恋愛など多方面にわたって当時の村民の生の声を反映している。以下はその結果の概要である。

○役場窓口の感じ……「普通」が六三パーセント、「親切な良い感じ」が三パーセント、一方「不親切な感じ」は一三パーセント、更に、「不愛想な感じ」は一八パーセントと不満を示す人が全体の三分の一近くあった。

○村は民主化されているか……「民主化されつつある」が六八パーセント、「民主化されていない」が二四パーセントで批判組が全体の四分の一を占めた。

○村農協は他村に比べて有用か……「役立っている」が七三パーセントでトップ、「大いに役立っている」七パーセントと八割が農協を支持した。

○村は将来何で自立すべきか……「養蚕」が三二パーセント、「畜産」が二五パーセント、「米作」が二五パーセントとなり、米作一辺倒を離れ多角的農業をめざす傾向があらわれた。

○主食統制は撤廃すべきか……「賛成」五二パーセント、「反対」四〇パーセントとなり、農協中心の撤廃賛成組が反対組を上回った。

○公民館について……「利用している」がわずか六パーセントで、「利用していない」五四パーセント、「知らない」三五パーセントと公民館に対する村民の理解の低さを暴露した。

○農村娯楽機関について……映画七〇名、演劇三八名、ラジオ一六名と農村娯楽の乏しさを証明した。  
 ○農村青年男女の恋愛について……「悪い」四〇パーセント、「良い」三八パーセントと差がなく、「その他」一四パーセントと意見は二分した。

○恋愛結婚か見合結婚か……「見合結婚」が五九パーセントに対し「恋愛結婚」は三〇パーセントで、伝統的な農村のしきたりに傾く方向がみられた。

星雲会の 戦後の混乱期にいち早く出石町に生まれた青年文化グループ「星雲会」(代表幹事 滑川良雄・明活動 石正信・田辺制)があった。出石高女教諭松井岩男・山崎一朗・馬場久吉らの指導を受けながら、

文化講演会・文化研究会・短歌会・音楽会などを開催、また同人誌「星雲」を発行するなど自主的な文化活動を展開した。

当時この星雲との交流誌には、白虹(多摩短歌会三丹支部)・北雲(但丹歌人会)・眞由美(美方郡射添村まゆみ会)・冥想(豊岡白百合会)・但馬青年・世紀(生野世紀同人社)・やまざと(養父郡広谷やまざと会)などがあった。

星雲会の音楽活動はやがて出石町音楽同好会に発展し、コーラス・器楽演奏の発表会・有名音楽家による演奏会など多彩な音楽文化活動を展開することとなった。



写真 256 文集『星雲』(京都市 高山信子氏蔵)



婦人会の 新憲法によって男女同権が保障され、  
活動 参政権を与えられた婦人の自主的活

動は、主として地域婦人会の組織によって展開された。一九四六年（昭和二一）八月兵庫県婦人団体連絡事務局が発足し、婦人の他位向上をめざす各種の研究會、講習會や指導者育成の研修などが行なわれ、一九四九年（昭和二四）二月には県連合婦人会（広瀬勝代会長）が結成された。このころから活動は幅をひろげ、婦人大会の開催・機関誌の発行・生活改善の推進・婦人授産所・農繁期託児所の開設など独自の事業を展開するほか、公明選挙の啓発運動に積極的な取り組みをみせた。

出石町では戦後各小学校校区ごとに婦人会が生まれ、更に旧町村ごとの組織が結成された。校区婦人会は更に地区ごとに支部に細分され、きめ細かい活動を続けた。

昭和二〇年代後半から始まった県提唱の新生活

話 題

笛吹けど踊らず出石の盆踊り 出石郡出石町の盆踊りは徳川時代からで、歴代城主が先祖の慰霊をかねて大衆娯楽の一環として奨励したものとされている。音頭は昔の「クドキ」として流行した「八百屋お七」、「東海道」、「お半長右衛門」、「忠臣蔵」などを採り入れて大衆味を盛り、「松坂踊り」として知られている。

以前はハヤシがなく、浴衣ガケ・ほおかわりの町民たちが士・農・工・商の分け隔てなくシャナリシャナリと踊る姿は下町絵巻を繰りひろげていたと古老たちの涼み台夜話となっている。

二〇年前に同町本町区米沢貞次郎さん（ラジオ商）ら約四名が発起人となって現在行なわれている「チャンチャカチャン」のハヤシを踊りに採り入れ、同時にハンゴ三本組み合わせのヤグラも四本柱の大屋台に改装され、三味線・太鼓・横ブエ入りの伴奏の音が町民たちの遊び心を踊り場へかきたてるようになった。

しかし、時代の流れは踊りの中心となるべき青年たちの間に「踊るアホウに見るアホウ」と夜を徹して踊り明かすといった気分は次第に少なくなり、昨年あたりは警察の許可時間も待たずに解散するといった寂しさに好事家たちを嘆かせている。

一五歳ごろから盆前になると田の草取りをしながら音頭練習に励んだという吹田音吉さん（六五・農業）も「音頭の文句が長いと節がむずかしいのでいまの若い人には音量が続かないようです。ぜひ郷土芸術としてレコードに吹き

運動は、新築や結婚の披露宴の簡素化・成人の日の服装の自粛・鯉のぼりのとり止めなど生活の簡素化を進めた。また、公民館とタイアップした婦人学級は、婦人の学習拠点として大きな存在となり、生花・茶・書道・謡曲・洋裁・料理など幅広い学習に励んだ。

このほか婦人会は福祉施設の慰問、年末愛の持ち寄り運動などのほか、毎年地域ごとに高齢者を招いて盛大な敬老会を催すなど盛んな奉仕活動を行なった。

農村部では農協婦人部が組織され、生産技術・生活改善を中心に地道な実践活動が続けられ、婦人会活動と一体的な盛り上がりを示した。

また、戦後米国の使節団の報告を発端として生まれたPTAは、母親としての婦人の教育活動の場となった。PTAは従来の父兄会や母の会・保護者会と異なり、単に学校に対して物質的な援助をするだけでなく、父母と教師とがそれぞれの立場から子供の教育を考える組織で、教育民主化の方策として奨励された。県下では一九五一年（昭和二六）二月兵庫県PTA協議会が生まれ各地の活動の連絡協調に当たった。

PTAは学校教育への協力と児童福祉の増進を主眼としたが、成人教育の拠点としての役割も大きく、各

込んでおきたいと思っています」と語っている。

毎年主催者の町青年団、後援の町商工会などで懸賞つき変装踊り・正式踊り練習・ボンボリ装飾・消防団の踊り場散水などあの手この手と「フエ吹くから踊れ」策に躍りとなつてはいるが、町民や青年たちの間には音頭の文句・踊り方の新時代向きの改正希望の声が高まっている。

（一九五二〔昭和二七〕・八・一〇付『神戸新聞』より）  
小坂村保育所近く完工 出石郡小坂村保育所は予算二二〇万円（うち国庫補助四四万円、県費二二万円）で同村鳥居部落に建坪九〇坪、木造カワラぶき平家を建設中で今月下旬に完成する。

（一九五二〔昭和二七〕・七・一二付『神戸新聞』より）



写真 258 公立 出石 病院

学校で盛んに両親学級が開かれ、婦人会活動と共に戦後の社会教育の推進に貢献するところが大であった。

出石病院 一八九〇年（明治二三）から豊岡ほか七か町村の組合で設立の誕生 された公立豊岡病院は、一九四七年（昭和二三）伝染病舎の

拡張と同組合経営の豊岡農業学校の高校昇格を契機として組合組織の拡大を近接町村に呼びかけた。その結果城崎・出石両郡にまたがった一三

か町村が新たに加入することとなり、出石郡では既加入の神美村に続いて、出石町・室埴村・小坂村の三か町村が加入した。また、城崎郡では城崎町・日高町・中筋村・国府村・清滝村・八代村・西気村・内川村・港村・三方村の一〇か町村が加入した。この新加入によって、日高町の伝染病院は豊岡病院の分院として新装成り、出石・城崎両町には分院を開設することとなった。

一九五〇年（昭和二五）一二月、公立豊岡病院出石分院が出石町内町滝本病院跡に開設され、病床二〇床で内科・外科に分かれて診療を開始した。しかし、ほかに入院病床が少ないため入院患者は増加する一方で、二〇床のベッドは常に満員、急患は廊下に収容するという手狭さであった。このため同病院の拡張



写真 257 当時の公立豊岡病院出石分院  
（現出石町役場第1分館）

は出石郡民の宿望となっていた。そこで出石郡町村長会でもこの問題を取り上げ、出石町が鉄砲区に敷地一三〇〇坪を無償提供して、一九五四年(昭和二九)五月に総工費一一五〇万円で新病院の建設に着手した。

同年一月末、出石郡の医療センターとして面目を一新した新分院が完成、一二月七日出石町役場で祝賀式が開かれた。新分院の建物は、診療棟と病棟がそれぞれ二階建、栄養室が平家建て三棟に分かれ、木造瓦ぶき、モルタル仕上げのモダンな建築。室数もレントゲン室・病理試験室・消毒室などいままでの二倍の四八室に増加、内科・外科のほか産婦人科を新設、小児科の専門室も設け、ベッドも三五床に増え郡民の診療に大きな力を発揮することとなった。

既存建物を

神戸をはじめ瀬戸内海沿岸の戦災都市では戦後極めて深刻な住宅難に陥った。出石町でも復

町営住宅に

員者の増加や公務員・会社員の転任者が増えるなど住宅需要は増大したが、戦後の乏しい町財政では新規の町営住宅の建設はとうてい無理であった。

そこで登場したのが既存の遊休建物を買取して町営住宅に転用しようという「既存建物住宅化事業」で、

一九四八年(昭和二三)度から県費補助事業として始められた。

買取された建物は、出石町材木・伊木・本町・小人・松枝・川原などの一三棟で、改修工事を施したうえ二階建は階上・階下をそれぞれ一戸として合計三〇戸の町営住宅を建設した。一戸当たりの面積はおおむね一〇坪で使用料は月約五〇〇円であった。

一九四九年(昭和二四)三月に完成した新町営住宅は、材木区四戸・伊木区三戸・本町区四戸・小人区二戸・松枝区六戸・川原区一一戸の計三〇戸であった。

入居者の資格としては、とくに住宅に困窮している労務者の世帯で、次の条件を備えることが条件とされた。

イ 家族数が二名以上であること。

ロ 家賃の支払い能力があると認定された者。

ハ 定額貯金・住宅貯金一口五〇〇〇円に加入していること。

ニ その他入居者資格選考委員会において適当と認められた者。

この入居者資格選考委員会のメンバーは、町長を会長に理事者側から助役と主任、町議会から議長・副議長・議会厚生委員（五名）、官公庁側から県土木出張所長、民間側から町民生委員協議会長・町青年団長・町婦人会長などで組織された。

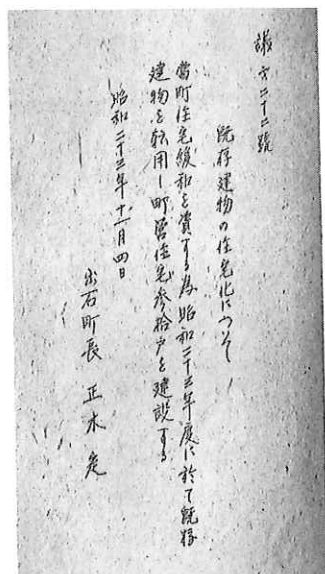


写真 259 既存建物の住宅化について（『出石町議会会議録』より）

入居者選定は、この選考委員会で審査した後公開抽選で行なわれたが、高校教員・警察官などは無選考とされたようである。

この事業の一九四八年出石町住宅復興事業特別会計の決算によると、事業費総額は二六一万五二八〇円で、うち県費補助金が一三〇万七六四〇円、残りの大半一三〇万円は町債で充てられた。

こうした事業はその後も続けられ、一九

五〇年（昭和二五）度には出石町小人二戸・宵田二戸・弘原一戸・松枝二戸・東条二戸の合計九戸が建設されて町営住宅として活用された。

庶民金融に町営

出石町では、苦しい庶民層の金融を援助しようとして一九五二年（昭和二七）三月二十九日に町

公益質屋を開設

公益質屋条例を可決、国庫補助二〇万円と町債を原資に四月から県下でも珍しい公益質

屋を開業した。

このため同町宵田区の町公民館裏の土蔵一棟（二四坪）、事務所用建物一棟（八坪）計二棟三二坪を買収して改造し、一〇〇万円の運転資金で保管のしにくい物品を除く一般物品による貸し付けを始めた。貸付金は一口一〇〇〇円で一世帯五〇〇〇円まで、但し小商工業者や従業者の転業や経営維持のための生業資金としては一口二〇〇〇円で一世帯一万円までとした。貸付利率は一月について一〇〇分の三（三パーセント）で流質期限は四か月、営業時間は午前九時から午後五時までとされた。

一九五二年度の出石町公益質屋事業特別会計決算書によると、貸付金枠一〇〇万円に対し貸付利子収入は七〇口分として合計一万〇六四八円であったが、一九五三年度には一六三件三万三九〇七円、一九五四年度では四一八件八万三二五九円と利用度が高まっていた。なお、一九五三年度からは特別会計を廃し、同事業予算は一般会計に組み入れられた。

利用者を職業別にすると、労働者が九六〇・給料生活者三一口・商工



写真 260 町営公益質屋の土蔵  
（現出石町立史料館）

業者二五口の順、入質品は衣類が一四六口で最も多く、家具類二六口・証券類一三口、装身具六口となっている。弁済率は八四パーセントで流質は皆無となっている（一九五三年度実績）。出石町公益質屋条例の全文を以下に載せておく。

昭和二十七年出石町条例第七号

出石町公益質屋条例

第一条 出石町は公益質屋法及び本条例の定むるところにより、町内在住の小額所得者に対し小額金融をはかる目的で公益質屋を経営する。

第二条 質物は町長が確實正当と認めた動産で、保管上支障のないものに限り取扱う。

第三条 この条例により金融を受けようとする者は住所、氏名、職業ならびにその用途を明らかにし、直接入質物を公益質屋に掲示して申込みものとす。

第四条 前条の申込で使途が明らかでなく、正当と認められない場合は貸付しない。

第五条 町長は質受を約し質物を受取ったときは、引換に貸金および質札又は通帳を交付する。

第六条 貸付金は町長の質物評価額の七割以内で町長が定める。

2 前項の貸付金の一口は一千元とし、一世帯五千元を超えることはできない。但し小商工業者及びその従業者の転業又は経営維持のための生業資金の貸付金額は、商品、農作物等を担保とし、貸付金を生業資金に充てること確実と認めたる場合に限り一口二千元以内、一世帯一万円以内とする。

第七条 貸付利率は一ヶ月につき百分の三以内で町長が定める。

但し一ヶ月に満たざる日数は、十六日以上なるときは之れを一ヶ月とし、十六日未満なるときは之を半月として計算する。

第八条 流質期限は質契約成立の日より四ヶ月とする。但し其の場合借受金額に対する前項規定期限迄の利子を完済することを要す。

第九条 町長が質札または通帳を持参したものにその質物を返還した場合、質置主が損害を受けることがあっても本町はその責を負わない。

第十条 質置主は質札または通帳を亡失または損傷したときは速やかにその旨を届出なければならない。

2 前項の届出後七日以上を経過してもなお発見されないときは、町長は保証人を立てさせ質札または通帳を再交付する。この場合前に交付した質札または通帳は無効とする。

第十一条 質物が盗品または遺失物であり、被害者又は遺失主より盗難または遺失のときから一年以内に無償回復の請求があるときは、町長は請求者に無償返還するものとする。

この場合、質置主に対し町は何時でもその質物に対する貸付金及び利子の支払またはこれに相当する代物の提供を請求することができる。

2 前項の被害者または遺失主が知れないときは、町長は警察署と協議して処分することができる。

第十二条 災害その他の事由により質物が滅失し若しくは損傷しまたは盗難にかかった場合に於いては、町長は速かに質置主にその旨通知するものとする。

2 災害その他により町及び質置主双方の責任でない事由により町が質物の占有を失った場合に於いては、町はその質物で担保された債権を失う。

3 町の責任でない事由により質物が虫鼠の害、はんこん、かび、変色等により損傷した場合は、その損害は質置主の負担とする。

4 前項の場合、本町は債権の全部または一部を放棄することがあり、その放棄額は町長が定める。



第十三条 過失その他本町の責により質物を亡失ま

たは損傷したときは、其の損害の程度によ

り町がその損害を賠償するものとする。こ

の場合の価格は町長これを決定する。

第十四条 流質物は競争入札によって売却するもの

とする。

第十五条 質物および通帳は秘密の取扱とす。

第十六条 この条例の施行について必要な事項は町

長が別に定める。

附 則

この条例は昭和二七年三月二十九日から施行する。

国民健康保 国民健康保険制度は一九三八年

険の実施 (昭和二三)に始まった。一九五七年

(昭和三二)の新出石町発足までに旧小坂村・神美

村は国民健康保険を実施していたが、旧出石町・

室埴村は未実施で独自の健康保険事業を行なっ

ていた。

町村合併後の新出石町では、町村合併促進法の

話 題

滝本病院を公立豊岡病院分院に 出石町内町の滝本病院は、一九五〇年(昭和二五)四月滝本虎次郎医師の死去のあとみさは未亡人より出石町に対し、公立病院に使用してほしいと申し出があったが、町当局では公立病院誘致の長年の町・郡民の要望にこたえ、同年五月一七日公立豊岡病院管理者橋本省三氏・辻井同院長・沖野薬局長・平尾委員長らを招き医院設備の視察を行なった。

この結果、同医院設備を活用して六月から公立豊岡病院出石分院として発足することになった。

出石分院発足に当たり出石郡町村長会に一部事務組合を設立し増築・内部改築を行なうことにしたが、建物改築費約一九〇万円の関係町村分担金の問題が一時難航した。しかし、同年八月出石町六〇パーセント、室埴村二五パーセント、神美・小坂・資母・合橋・高橋の五カ村で一五パーセントの分担が可決され、更に維持費は町村利用率によって支出することを決定した。

なお、同分院(診療所)は藤戸本院内科医長を顧問に、診療所長代理・外科担任に藤井浄氏、内科に長尾久代医師、薬局主任村本薬剤師(助手一名)、看護婦に米本婦長ほか三名、庶務主任田淵理氏(助手一名)計十一名の陣容で八月二十五日から新発足することになった。辻井本院長は水曜、藤戸本院内科医長は金曜と毎週一回診察を実施する。

(一九五〇〔昭和二五〕・五・二〇、同八・二五付

『神戸新聞』より)

## 第2節 新教育制度の展開と福祉施策の進展

特例規定によって早急に全町域で実施することとなり、新出石町国民健康保険条例並びに国民健康保険税条例を定めて同年度から発足した。この条例では、療養費の被保険者一部負担率は五割、助産費・葬祭費の支給額はいずれも一〇〇〇円であった。

また、町民から徴収する国民健康保険税の税率は、

- 一、 所得割 一〇〇分の一・七〇
  - 二、 資産割 一〇〇分の一三・七
  - 三、 被保険者均等割 被保険者一人について二四五円
  - 四、 世帯別均等割 一世帯について 四二〇円
- であった。

### 第三節 農地改革と農業協同組合

農地改革 連合軍による経済民主化政策のなかの一つの大きな柱は、農地改革であった。政府は、一九四五年（昭和二〇）一月農地調整法改正法案を議会上程、難航のすえ連合軍總司令部の「農地

改革についての覚書」の圧力によって修正可決、翌一九四六年二月に施行された。これが第一次農地改革と言われるもので、その骨子は

(1) 在村地主保有面積の限度を五町とし、残余の小作地を農業会を通じて耕作農民に売り渡し、これを五年で完了する。

(2) 物納小作料を金納制に改める。

(3) 市町村に農地委員会を設け、農地に関するすべての重要な事項をこの委員会に諮問する。というものであった。

県下では五年以内に自作農創設のために三万一八〇〇町歩の小作地を地主から解放しようというもので、不在地主の小作地全部と、在村地主で三町六反を超える小作地を強制的に耕作者に譲渡させることにしたものである。

しかし、この第一次農地改革の実施は極めて不徹底であったので、連合軍總司令部と対日理事会双方から不満を表明され、一九四六年（昭和二一）六月改めて日本政府に対し農地改革の徹底を求める勧告が出された。この勧告を受けて、政府は自作農創設特別措置法案と農地調整法改正案の二法案を作成し、一九四六年九月議事に提出、同年一〇月通過し公布された。その要点は、

- (1) 在村不耕作地主の土地保有面積は、北海道以外は平均一町とし、それ以外は強制買収の対象とする。
- (2) 土地はすべて国が買い上げて小作人に売り渡す。
- (3) 農地委員会の構成を、地主三名・自作二名・小作五名とする。
- (4) 小作料は金納としてその最高額を決め、小作契約は文書による。
- (5) 土地の買い上げ価格は第一次のときと同じにするが、地主には農地証券をもって支払う。
- (6) 実施期間は二か年とする。

というものであった。これによって画期的な農地解放が大規模に行なわれることになった。

県では一九四六年一〇月、担当の農地部を新設、各市町村では農地改革の実施機関である農地委員会の委員の選挙を同年の一二月下旬に行なった。

**農地委員**　農地委員会は、国が買い上げる農地の買収計画を作成し、更に買収した農地を自作農に売り渡

**会の活動**　す計画の原案を作成する任務をもち、農地改革の成否を左右する重要な立場にあった。そのため、委員会の構成については地主・自作農・小作農と形態別代表制がとられた。

県農地委員会は、知事を会長とし、選挙による委員二〇名と知事が選任する委員五名によって構成され、

選挙による委員は、小作農代表一〇名・地主代表六名・自作農代表四名で、一九四七年（昭和二二）一〇月にその選挙が行なわれた。

更に県下の各市町村でそれぞれ農地委員が選出された。

**農地改革** 農地改革によって買収される農地の価格は、兵庫県では田畑一反の平均が田九五〇円、畑五一

**の進展** 五円であった。この算定基礎は土地台帳法に基づく賃貸価格で、田の場合はその四〇倍、畑は

四八倍とされた。当初はこの算定価格が適正とされたが、その後インフレーションが進むにつれて極端に安い価格となり、農地改革は「農地の取り上げ」という印象を一般に与えた。また、地主に対する報償金が支払われたが、買収農地全部に対するものでなく地主一世帯について二町までの分しか認められなかった。

農地改革には種々困難な事情が絡み、関係機関の強力な推進にもかかわらず、予定の二か年では買収・売り渡し計画を完了できず一九五二年（昭和二七）まで業務が続けられた。その結果、兵庫県下では約三万七〇〇〇町歩の小作地が買収されて、一五万八五〇〇戸の自作農が創設された。改革前の一九四五年（昭和二〇）には自作地五八パーセント・小作地四二パーセントであったが、改革後の一九五二年には自作地九一パーセント・小作地九パーセントという大きな変革を遂げた。

出石町内の旧四か町村の在村地主・不在地主から強制買収された農地面積は表87のとおり、田畑六六二町七反に及び、これらの農地は各町村ごとの売り渡し計画によって小作農に売り渡された。その結果、自作農家の数は改革前の約三倍になり、小作農家の数は激減したが、零細経営農家を数多く生むことになった。

こうして農地改革は自作の激増によって農家の経済的安定を増加させただけでなく、長い間の地主と小作

第3節 農地改革と農業協同組合

実績総括表

物		牧野, 採草地			報償金	合計	
件数	金額	面積	件数	金額		件数	金額
2	3,600 <sup>円</sup>	5.227 <sup>反</sup>	—	186 <sup>円</sup>	41,749 <sup>円</sup>	282	387,796 <sup>円</sup>
—	—	30.510	12	1,594	76,369	582	1,073,176
—	—	1.621	—	173	81,616	629	1,140,986
—	—	63.526	58	6,620	150,894	1,063	2,494,185
2	3,600	101.024	70	8,573	350,628	2,556	5,096,143

改革は、まさに歴史的な大事業であった。関係にひそむ古い封建意識を解消するのに大きな力となった。このような農村社会の変革をもたらした農地

実績総括表

物		牧野, 牧草地			合計	
件数	金額	面積	件数	金額	件数	金額
2	3,600 <sup>円</sup>	5.227 <sup>反</sup>	—	186 <sup>円</sup>	601	345,969 <sup>円</sup>
—	—	30.510	21	1,594	3,763	996,806
—	—	1.621	—	173	1,349	1,059,370
—	—	63.526	107	6,620	2,356	2,417,443
2	3,600	101.024	128	8,573	8,069	4,819,588

表 87 農 地 等 買 収

区分 町村	農 地			宅 地			建 数量
	面 積	件 数	金 額	面 積	件数	金 額	
出石町	反 467.008	263	円 335,911	坪 625.37	17	円 6,349	2
室埴村	1,340.406	494	977,933	26,374.00	76	17,278	—
小坂村	1,611.500	533	1,015,509	5,657.00	96	43,687	—
神美村	3,208.016	808	2,255,563	13,763.84	197	81,106	—
合 計	6,627.000	2,098	4,584,916	46,420.21	386	148,420	2

備考 1. 数字は、『兵庫県農地改革史』による。

2. 神美村は、全域を示す。

表 88 農 地 等 売 渡

区分 町村	農 地			宅 地			建 数量
	面 積	件 数	金 額	面 積	件数	金 額	
出石町	反 467.008	582	円 335,834	坪 625.37	17	円 6,349	2
室埴村	1,340.406	3,666	977,933	26,374.00	76	17,278	—
小坂村	1,611.500	1,253	1,015,509	5,657.00	96	43,687	—
神美村	3,219.510	2,052	2,329,717	13,763.84	197	81,106	—
合 計	6,638.424	7,553	4,658,993	46,420.21	386	148,420	2

備考 1. 数字は、『兵庫県農地改革史』による。

2. 神美村は、全域を示す。

第3節 農地改革と農業協同組合

表 89 自小作別・経営農地別農家数

		総 数	3反未満	3～5反	5～10反	10～15反	15～20反	20～30反
総 数	1 出石	261	123	67	63	7	1	—
	2 室埴	594	77	93	332	90	1	1
	3 小坂	410	26	53	193	121	17	—
	4 神美	766	38	87	378	217	34	12
	小 計	2,031	264	300	966	435	53	13
自 作	1 出石	145	79	35	26	4	1	—
	2 室埴	399	51	63	208	75	1	1
	3 小坂	281	17	32	121	94	17	—
	4 神美	537	23	53	271	152	26	12
	小 計	1,362	170	183	626	325	45	13
自作兼 小作	1 出石	81	21	25	32	3	—	—
	2 室埴	166	15	27	109	15	—	—
	3 小坂	113	1	16	69	27	—	—
	4 神美	199	4	21	101	65	8	—
	小 計	559	41	89	311	110	8	—
小作兼 自作	1 出石	25	16	4	5	—	—	—
	2 室埴	24	6	3	15	—	—	—
	3 小坂	9	2	5	2	—	—	—
	4 神美	20	4	10	6	—	—	—
	小 計	78	28	22	28	—	—	—
小 作	1 出石	10	7	3	—	—	—	—
	2 室埴	5	5	—	—	—	—	—
	3 小坂	7	6	—	1	—	—	—
	4 神美	10	7	3	—	—	—	—
	小 計	32	25	6	1	—	—	—

備考 数字は、『1950年世界農林業センサス市町村別統計書』による。



農業協同組 一九四五年(昭和二〇)一二月連合軍の「農地改革に関する覚書」には、農地解放と共に小作人の発足 人から自作農になった者が再度小作人に転落することを防ぐために、「日本農民の経済的・文化的進歩を目的とする農業協同組合の育成計画」を策定するよう要請されていた。

政府はこれに従い農業協同組合法案を第一回国会で成立させ、一九四七年(昭和二二)一二月の施行と共に各都道府県にこれを推進する農業協同組合課を設け、法の徹底と啓発に当たらせた。県下では、一九四七年八月兵庫県農業協同組合推進協議会が組織され、組合設立の啓発指導に当たった。県も出先機関と市町村・農業団体を集めて、農業会の解散と農協の設立を強力に呼びかけた。

一九四八年に入ると各地で単位農協の設立が進み、一九四九年三月末には四六一組合(うち出資組合四二〇・非出資組合四二)に達し、更に一〇年後の一九五八年(昭和二三)三月末には五八五組合(うち出資組合四九二・非出資組合九三)に及んだ。農協の構成員は勤労農家が主体とされているが、一九五八年三月末にはその加入率は九四・七パーセントと高い数字を示した。

出石町では一九四八年八月、旧出石・室埴・小坂・神美の四か町村ごとに農業協同組合が発足し、従前の農業会の財産と事業は大半が承継された。更に同時に出石郡農業協同組合も発足した。各農業協同組合の新組合長は次のとおりであった。

出石郡農業協同組合 千野六兵衛・出石町農業協同組合 川原熊市・室埴村農業協同組合 竹邑常太郎・小坂村農業協同組合 中山克己・神美村農業協同組合 太田源一郎  
やがて県段階の連合組織も設立されていったが、この連合会については、信用農業協同組合は金融健全化

の点から他事業との兼営を法律で禁止されたほか、購買・販売事業などについても経済力の過度集中を排除する点から同様に兼営を禁止された。したがって、県下では一九四八年に購買・販売・運輸・指導・畜産販売・養蚕販売の各農業協同組合の県連合会が発足、一九五一年（昭和二六）にはこのうち販売・購買・運輸の三連合会が合併して県経済農業協同組合連合会が設立された。

農業会に代わって新しく発足した農業協同組合

は、農村の経済活動と金融を業務とし、地域の農業振興の母体となる責務をもっていたが、その経営は必ずしも容易ではなかった。

発足当時は農地改革によって新たに自作農となつて経営規模の拡大をめざす農家が多く、また当時の食糧不足から農産物の価格維持も楽で農家経済は比較的に恵まれ、農協の貯蓄奨励も順調に成績を上げた。

しかし、昭和二〇年代後半に入ると、全国的に信用事業を営む農協の一割強が貯金の支払い停止、支払い制限またはその懸念があるという経営不振組合になり、政府は一九五一年漁業協同組合をも対象とした農業協同組合再建整備法を制定し、これらの組合の再建と経営の健全化に乗り出した。

県でも一九五三年（昭和二八）四月、県農業協同組合再建整備要綱を定め、新たに不振農協に対する再建整

話題

豪雨で郡内田畑に冠水 一九五二年（昭和二七）七月一日早朝から二、三日と降り続いた豪雨は但馬地方一帯を襲い、一〇三・八ミリという最近にない雨量を記録した。この雨により二日夕方から円山川・六方川は刻々と増水し、同日深夜から三日早朝にかけて豊岡市・出石郡神美村ではならんし、出石郡内の農作物被害は冠水田三一五町歩、同畑一四町歩に及んだ。とくに神美村では水田総面積五四〇町歩のほぼ二分の一近い二六〇町歩が冠水、そのうち五〇町歩が全滅の危機にひんした。田多地区では小野川の堤防が一〇メートルにわたり決壊し、水田二・五反が土砂に埋まった。

（一九五二「昭和二七」・七・六付『神戸新聞』より）



写真 261 小坂、神美農協の合併を祝う興農祭 (『神戸新聞』1957年〔昭和32〕12月3日付)

備補助金制度をつくり、国の施策と呼応して再建に努めた。だが一九五三年下期に始まったデフレ政策により農家経済は更に縮少し不振農協が続出したので、一九五六年(昭和三二)三月、農業協同組合整備特別措置法が制定され、県も同年七月県農協整備委員会を設け、特別指導員による指導を行なうなどの対策を講じた。こうした状況のなかで出石郡農協連合会は、一九五四年(昭和二九)三月二五日に組織改正の総会を開き、従来郡農協連の組織下にあった畜産・養蚕・指導の三部のそれぞれ独立を決めた。畜産・養蚕とも郡の特産として独自に振興を図りたいとの声が強く、県の農協再建整備の勧告もあって実現した。畜産農協は阪路拡張に主力を置き、新しく関東・四国・九州にまで乗り出しを計画、養蚕農協は荒廃桑田の回復拡大・上<sup>じよせき</sup>族の改良によって一割増産を目標にスタートした。

また、一九五七年(昭和三二)九月、長期間もめていた出石郡西部四か町村の合併が成り新出石町が発足するに当たって、神美村農業協同組合は合併条件に従って解散し、出石町に分村合併した小野谷六地区(組合員三四六人も隣接する小坂村農業協同組合と合併することとなり、九月二七日小坂小学校で合併農協の創立総会を行なった。この結果、同農協は組合員七九七名・耕地面積六二一町歩・出資金三八〇万円・預金額八一四〇万円・貸付金額二五八六万円と郡内最大の規模の農協となった。同農協では同年一月一日・二日の両日、小坂小学校で合併を祝う興農祭を開き、青年駅伝競争や農産物の品評会などのほか、日高町九斗文楽座の人形浄るり芝居などで盛り上がった。

#### 第四節 特産業の復活と農業振興

出石ちりめ

一九世紀初めの文化年間（一八〇四～一七）、旧出石郡資母村（現但東町）の渋谷伊左衛門が丹後の復活　の峰山から技術を導入し、農家の副業として繭を育て生糸をつくり、これを原料として手織りで絹織物を織り始めた。これが出石地方の絹人絹織物の起源といわれる。

以来多くの曲折を経て、明治時代に入ると織布專業者が生まれ、兼業者も二〇数工場を教えるようになった。一八九二年（明治二五）生糸・ちりめんの専門工場として株式会社栄昌社が創立され、羽二重・ちりめんなどの生産拡大と技術の向上につとめた結果、京都方面への販路開拓に成功して出石織物の名を広めた。

大正中期になって動力織機への移行が始まり、電力の導入と第一次世界大戦による好況に支えられて大きな発展があった。織物業者数も一〇〇余戸、織機台数も三〇〇余台に達し、丹後をしのぐ優秀な紋・ちりめんとして京阪神はじめ東京方面にも名声が届き、皇室の調度品としても相当量を納入するに至った。

出石町で絹織物が始められたのはこのころで、一九二〇年（大正九）五十嵐宇太郎が初めて創業した。

一九三七年（昭和一二）の日中事変に始まる第二次大戦中は、厳しい戦時体制のなかで業界は整備統合・統制・供出・転廃業と最悪の事態に陥った。